

議案第 99 号

向日市職員の給与に関する条例等の一部改正について

向日市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 27 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(向日市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 向日市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 向日市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の4第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(向日市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第3条 向日市長及び副市長の給与に関する条例（昭和39年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 向日市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(令和元年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「この場合において」の次に「、給与条例第15条の4第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替え」を加え、「給与条例第15条の4第5項」を「同条第5項」に改める。

第6条 向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「、給与条例第15条の4第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替え」を削り、「同条第5項」を「給与条例第15条の4第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

〈参 考〉

向日市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(期末手当)	(期末手当)
第15条の4 略	第15条の4 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。
4～6 略	4～6 略

向日市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第15条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第15条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>

向日市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正（第3条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定するものにあつては、退職した日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額（以下「基礎額」という。）に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の向日市職員の給与に関する条例第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定するものにあつては、退職した日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額（以下「基礎額」という。）に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の向日市職員の給与に関する条例第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

向日市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正（第4条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定するものにあつては、退職した日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額（以下「基礎額」という。）に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の向日市職員の給与に関する条例第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定するものにあつては、退職した日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額（以下「基礎額」という。）に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の向日市職員の給与に関する条例第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部改正（第5条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第13条 会計年度任用職員（別に定める者を除く。）の 期末手当は、常勤職員の例により支給することができる。 この場合において、給与条例第15条の4第2項中 「100分の125」とあるのは、「100分の13 0」と読み替え、期末手当基礎額については同条第5項 に掲げる職員以外の者の例による。</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第13条 会計年度任用職員（別に定める者を除く。）の 期末手当は、常勤職員の例により支給することができる。 この場合において、 、期末手当基礎額については給与条例第 15条の4第5項に掲げる職員以外の者の例による。</p> <p>2 略</p>

向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部改正（第6条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第13条 会計年度任用職員（別に定める者を除く。）の 期末手当は、常勤職員の例により支給することができる。 この場合において_____</p> <p>_____、期末手当基礎額については給与条例第 15条の4第5項に掲げる職員以外の者の例による。</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第13条 会計年度任用職員（別に定める者を除く。）の 期末手当は、常勤職員の例により支給することができる。 この場合において、給与条例第15条の4第2項中 「100分の125」とあるのは、「100分の13 0」と読み替え、期末手当基礎額については同条第5項 _____に掲げる職員以外の者の例による。</p> <p>2 略</p>